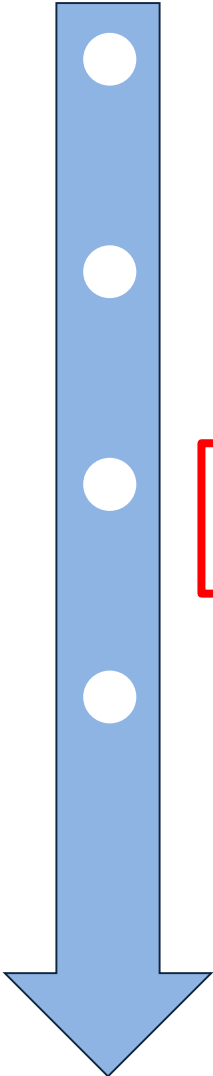


双葉町の復興・再生に向けた取組について (特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて)

令和4年5月
双葉町
原子力災害現地対策本部

今回の説明会の位置づけについて



- 特定復興再生拠点区域の住民の皆さまへの準備宿泊に関するご説明
(令和3年10月26日～11月27日)

- 特定復興再生拠点区域の準備宿泊開始 (令和4年1月20日～)
※避難指示解除済み区域を含む

- 住民の皆さまへの特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けたご説明 (令和4年5月12日～)

- 町議会等へのご説明とご協議

特定復興再生拠点区域の避難指示解除 (令和4年6月以降を目標)
※準備宿泊は避難指示解除まで継続して実施します

1. 避難指示解除に関する考え方について

- 双葉町では平成29年に**特定復興再生拠点区域復興再生計画**が策定され、**特定復興再生拠点区域内の生活インフラの復旧や除染作業**が進められることになりました。
- 双葉町では令和2年3月に、「働く拠点」である浜野・両竹地区およびJR常磐線の双葉駅周辺の一部区域について先行的に避難指示解除を行うとともに、特定復興再生拠点区域全域について、通行証なく入域が可能となる立入規制の緩和を実施しました。
- 特定復興再生拠点区域については、**JR双葉駅駅西地区**に、町に帰還を希望する町民や町内の働く拠点等の就労者の受け皿となる「**住む拠点**」を整備し、**入居開始に向けた事前登録を受け付けて**おります。
- 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組として、**帰還準備のための宿泊（準備宿泊）を令和4年1月20日から開始**しております。
- 町では、**令和4年6月頃をめぐり特定復興再生拠点区域の避難指示解除を判断したい**と考えております。**町全体の復興が進むよう、引き続き取り組んでまいります。**

2. 放射線量の状況について

- 町では、放射線量等に関し町として独自の検証を行うべく、平成31年4月に「**双葉町放射線量等検証委員会**」を設置し、**以降外部有識者による検証**を行ってまいりました。
- その結果、「特定復興再生拠点区域の避難指示解除に当たっては、**放射線量は十分に低減している**と判断します。」との報告を受けました。
- また、放射線に対する健康不安対策として、以下の事項について意見を受けました。今後、国や関係機関等と連携して取組を進めてまいります。
 - (1) 通行が想定される道路の除草等の環境整備
 - (2) ホットスポットが発見されしだい対応できるような体制整備
 - (3) きめ細やかな放射線に対する健康不安対策

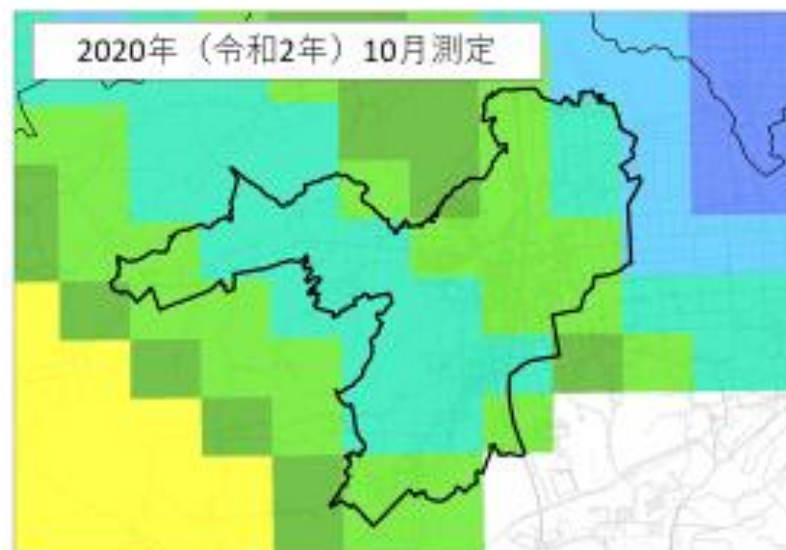
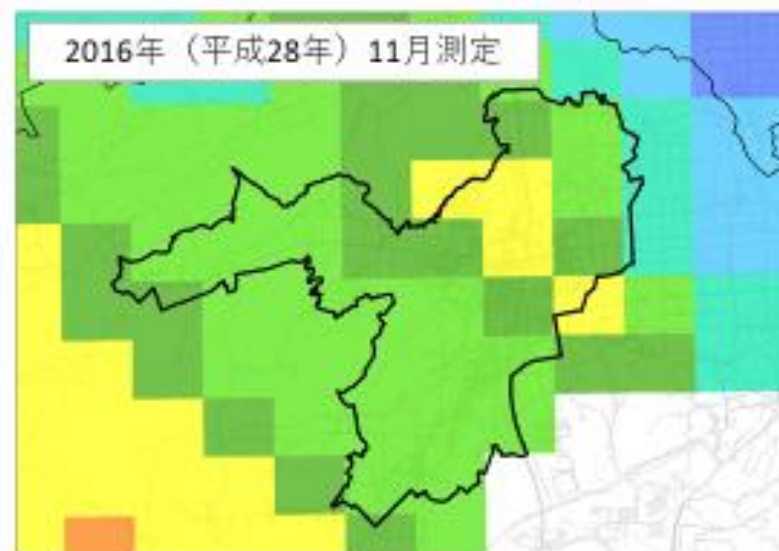
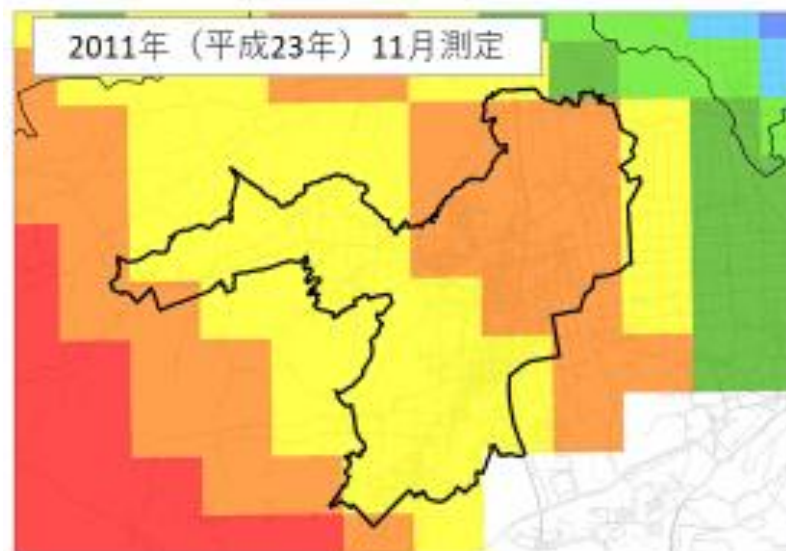
例

 - 個人被ばく線量や空間被ばく線量を引き続き測定
 - 空間線量率や個人被ばく線量に関するデータの発信
 - リスクコミュニケーション支援センター等による科学的・技術的側面からの支援
 - 長崎大学等と協力し、放射線に関する勉強会を開催
 - 農産物等の放射性物質モニタリングへの非破壊式放射能測定装置の導入 等

2. 放射線量の状況について（続き）

〈参考3〉 特定復興再生拠点区域内の空間線量率

1. 航空機モニタリング



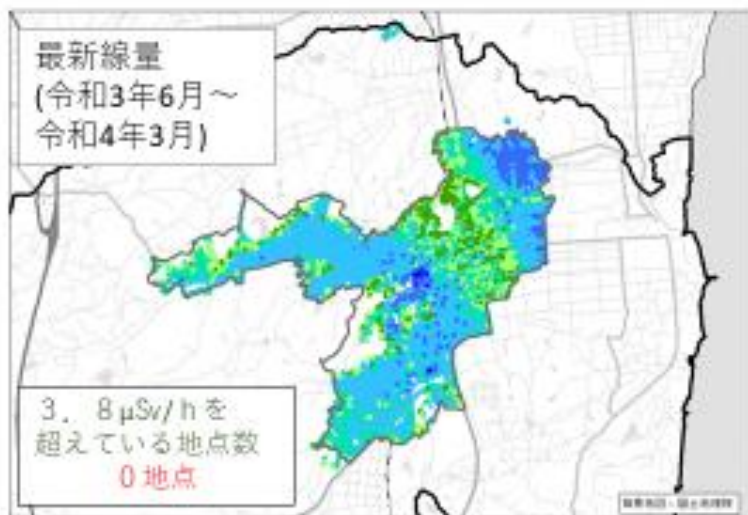
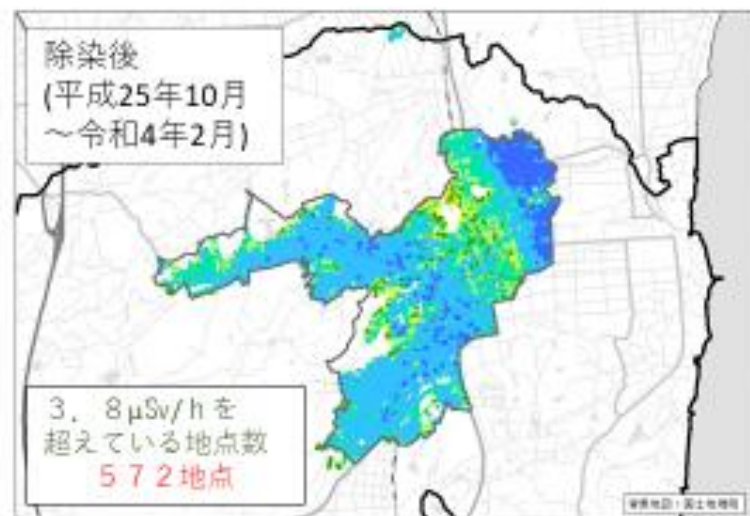
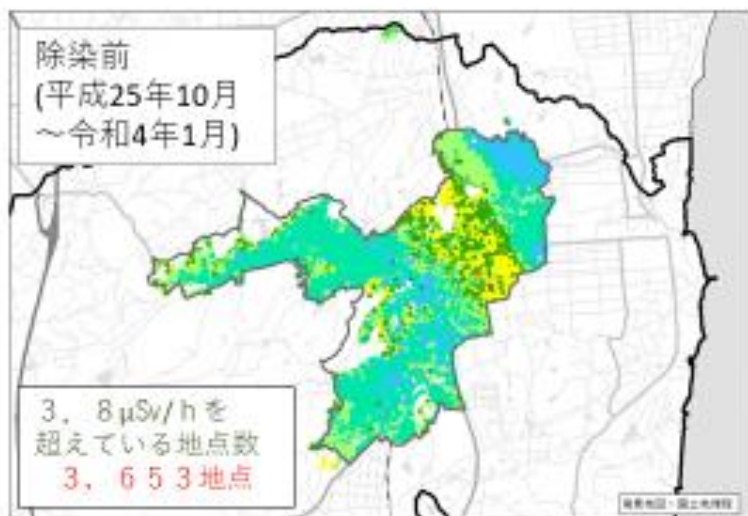
凡例(1mの高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$))

19.0より大きい	0.5より大きく1.0以下
9.5より大きく19.0以下	0.2より大きく0.5以下
3.8より大きく9.5以下	0.1より大きく0.2以下
1.9より大きく3.8以下	0.1以下
1.0より大きく1.9以下	

※この図面は、原子力規制庁が公開している「航空機モニタリングによる空間線量率測定結果」のデータを基に作成しております。
出典：放射線モニタリング情報
(<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/362/list-1.html>)

2. 放射線量の状況について (続き)

2. 定点測定データ



凡例(1mの高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$))

 19.0より大きい	 0.5より大きく1.0以下
 9.5より大きく19.0以下	 0.2より大きく0.5以下
 3.8より大きく9.5以下	 0.1より大きく0.2以下
 1.9より大きく3.8以下	 0.1以下
 1.0より大きく1.9以下	

※図面の測定データしていない箇所は、生活圏から約20m離れた森林等のため、測定がありません。

※この図面は、町及び環境省が測定したデータを元に町が作成

2. 放射線量の状況について (続き)

3. 歩行サーベイ・走行サーベイ

常磐道・町道双葉インター線
走行サーベイ



測定日：令和3年5月

国道6号
歩行サーベイ



測定日：令和2年10月

県道256号 井手長塚線
歩行サーベイ



測定日：令和4年3月

凡例(1mの高さの空間線量率($\mu\text{Sv/h}$))

19.0より大きい	0.5より大きく1.0以下
9.5より大きく19.0以下	0.2より大きく0.5以下
3.8より大きく9.5以下	0.1より大きく0.2以下
1.9より大きく3.8以下	0.1以下
1.0より大きく1.9以下	

※この図面は、環境省が測定したデータを元に町が作成

3. 除染の状況について

- 令和4年4月末までに約92%で除染完了。
- 特定復興再生拠点区域の地上1mの空間線量率は、除染前の平均値1.80 μ Sv/hから、直近のモニタリングの平均値0.44 μ Sv/hに低減しています。
- 引き続きモニタリング結果等を踏まえてフォローアップ除染を実施します。
- 解体申請の受付は避難指示解除後1年で締め切りとなります。
- **特定復興再生拠点区域除染工事進捗状況（令和4年4月末時点）**

地目	除染進捗率	除染済面積
宅地	83%	112ha
農地	98%	195ha
森林	93%	78ha
道路	97%	31ha
全体	92%	417ha

※宅地は除染に先行して解体実施中

・いずれも今後の精査で変わりうる。

※除染実施予定面積 452ha

※解体申請数1,107件 解体完了966件（令和4年4月末時点）

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

放射線不安に対する対応

- 放射線量等検証委員会の最終報告を踏まえ、皆さまのご不安に以下のように対応します。
- **被ばく線量を測定できる個人線量計の貸与**を引き続き行ってまいります。
- ご希望に応じ、**住宅内の放射線量等の測定**を行います。
- 令和3年12月に、長崎大学と連携協定を締結し、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所内に、毎週木曜午後に、**放射線相談窓口を設置**しています。
- ホールボディカウンター(注1)による**内部被ばく検査**を**全国の指定医療機関等**において**無料で受検**できます。注1：体内に存在する放射性物質を計測する装置。
- **甲状腺検査**を**福島県内の指定医療機関**において**無料で受検**できます。
- **自家消費野菜等の放射性物質を簡易検査**してまいります。
- **東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する安全監視、中間貯蔵施設の整備状況の情報発信等**、関係機関と連携し、引き続き実施してまいります。

インフラの復旧

- 電気・ガス・通信・上下水道は、概ね復旧しています。
※詳細は次ページに記載しております。
- 主要道路については、概ね復旧済みです。
※帰還困難区域(拠点区域外)には引き続き自由に立入できません。
※国道6号、国道288号、県道井手長塚線、町道新山・鴻草線及び町道鴻草・寺松線の一部区間(時間制限あり)は通行可能です。
- JR常磐線が全線再開、常磐自動車道常磐双葉ICが開通しています。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

インフラ名	概要
上水道	<ul style="list-style-type: none">▶ 宅地内の漏水調査は指定給水装置工事事業者へご依頼ください。▶ 水道使用開始のお申し込みは、双葉地方水道企業団になります。水道開始の際にはご使用者様、双葉町建設課並びに双葉地方水道企業団の立ち会いが必要となります。▶ お申し込みには、下水道区域内は下水道の復旧後、下水道供用区域外(公共下水道事業計画から除外された区域を含む)は、合併処理浄化槽の設置完了の確認が必要になりますので、事前に双葉町建設課にご確認ください。
井戸水	<ul style="list-style-type: none">▶ 長期間未使用の井戸は、事前に水質をご確認ください。検査のご連絡先についてはP32をご覧ください。
下水道	<ul style="list-style-type: none">▶ 下水道使用開始のお申込みは、双葉町建設課になります。▶ 下水道をご利用の場合、ご自宅から下水道までの配管の状態を予めご確認ください。▶ 長期間使用していなかった場合は使用前に双葉町下水道排水設備業者へ点検をご依頼ください。
合併浄化槽	<ul style="list-style-type: none">▶ 合併浄化槽使用開始のお申込みは、双葉町建設課になります。▶ 合併浄化槽をご利用の場合、ご自宅から合併浄化槽までの配管の状態を予め、業者へ点検をご依頼ください。▶ 環境省による浄化槽のくみ取りについては、各ご家庭1回に限り無料で実施しています。申し込みは、双葉町建設課になります。
LPガス	<ul style="list-style-type: none">▶ 使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問合せください。▶ 取引されていた販売店等と連絡が取れない場合は、福島県LPガス協会相双支部へお問合せください。
電気	<ul style="list-style-type: none">▶ 電気の使用再開を希望する方は、個別に東北電力(株)等の小売電気事業者にお申し込みください。▶ 電気の使用申込があった日から、引込線等の工事に2週間程度かかります。また、電気使用開始の際には、ご利用者様と東北電力(株)の立ち会いが必要となります。▶ 電気を使用する際は、電源には十分に注意していただき、家を離れる際には必ずブレーカーを落としたことを確認してください。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

生活関連サービスの状況

- **ガソリンスタンド**は**2店舗**（コスモ石油/双葉伊達屋・出光/田中合名）がご利用いただけます。
- **新聞**は、**近隣町内の各コンビニ等**でお買い求めいただけます。
- **ごみ回収**については、**最寄りのごみステーションにて回収**しています。
避難指示解除の1年後からは、双葉地方広域市町村圏組合指定の有料のごみ袋をご購入いただき、同組合で指定している分別の方法で出していただくことになります。
- **日本郵便**において、避難指示解除区域の集配業務及び特定復興再生拠点区域の**配達業務を再開**しています。
- **宅配便**について、避難指示解除区域・特定復興再生拠点区域の**集配業務を再開**しています。
- **金融機関**について、**近隣町の東邦銀行、あぶくま信金、JAバンク、ゆうちょ銀行等が利用可能**です。
- **電話、インターネット**をご利用される場合は、**NTT東日本に事前にお申し込み**ください。
- **テレビ**について、**地上デジタル放送の受信方法等のサポート**をデジサポ福島が**実施**いたします。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

買物環境について

- **買物**は、**双葉町内又は近隣町の各店舗**（伊藤物産やイオン浪江店等）をご利用いただけます。
- **双葉町産業交流センター内**に**飲食店4店舗、土産物店1店舗**が営業中です。

住宅環境の整備

- **双葉駅西側地区**に、帰還者や就業者向けの**戸建て住宅30戸、集合住宅56戸**の整備を進めております。**令和4年10月頃に、25戸の入居開始を予定**しております。入居を希望される方は令和4年6月30日までに事前登録の申し込みをしてください。
- **ご自宅の清掃やリフォーム**等については、**住宅清掃費補助事業**や**住宅再建補助事業**を準備しておりますので、補助の対象となるかどうか事前にご相談ください。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

住宅環境の整備（続き）

- 双葉町では町民等が自ら行う町内の住環境の整備及び美化活動を支援することで、景観の維持や帰還・移住意欲の高揚を図ることを目的に、**除草剤を配布**しております。
- 令和3年5月から、中野地区に**ビジネスホテルARM（アルム）双葉がオープン**しています。
- 不動産利活用事業（空き地・空き家バンク等）については、6月にふたばプロジェクト（FPJ）で開始予定です。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

暮らしの安全確保

- JR双葉駅東口に**役場仮設庁舎**を建設中です。**令和4年8月末の開庁**を予定しております。
- 警察や消防、町から委託している警備業者が**町内パトロールを24時間体制で実施**しています。
- また、受託業者による避難指示解除区域及び特定復興再生拠点内での**家屋の戸別巡回**を行っています。
- **双葉警察署双葉駐在所**は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に**再開する予定**です。警察では、引き続き、町内のパトロールを強化してまいります。
- **双葉地方広域市町村圏組合消防本部浪江消防署**で**業務を再開**しております。浪江消防署では、引き続き、町内のパトロールを強化してまいります。
- **防犯カメラ**は**令和4年度に再整備**してまいります。
- **防犯灯**は引き続き**LED化のうえ復旧**してまいります。
- **防災行政無線**については**令和5年度からの運用開始に向けて整備**を進めてまいります。
- 野生動物対策として、有害鳥獣（イノシシ、アライグマ、ハクビシン等）を捕獲しています。令和3年度は町内で計601頭捕獲しています。

4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

医療・福祉体制の整備

- 健康福祉課では、包括支援センターなどの専門職と連携し、**健康面などの相談を目的に保健師や看護師、福祉介護係担当者などが訪問や電話で相談に応じています。**
- 双葉町役場コミュニティーセンター連絡所内で、毎週木曜日（祝日を除く）の午前10時から午後4時まで、福島県立医科大学医療職対応の「**ふたば暮らしの保健室**」を開設しています。
- 医療機関は、**大熊町診療所**（週2日診察）、**浪江診療所**（週5日診察）、**富岡中央医院**（週4日診察）等をご利用いただけます。
救急については、24時間365日対応している**県立ふたば医療センター附属病院**が開院しています。
- 双葉駅西側地区に、**内科の診療所を開設する予定**です。令和4年度中の開所を目標に整備を進めています。



4. 放射線不安に対する対応及びインフラ・生活関連サービス等の整備状況について

産業・生業の復興

- **地元雇用の創出**につなげるため、**中野地区復興産業拠点内**に立地する企業については、令和4年5月12日現在**20件、24社との立地協定を締結**しており、そのうち操業開始が13件です。

<農業>

- 特定復興再生拠点区域の農地については、6地区の農地保全管理組合で除染後農地（約190ヘクタール）の**保全管理作業（除草・耕起）が行われています**。
- **水稻の試験栽培**（下羽鳥地区10a）が行われ、検出限界値未満（ND）の試験結果でありました。今後の農業用水の通水環境を踏まえて、段階的に試験栽培面積の拡大や実証栽培を進めて行く予定です。
- また、**野菜**（6地区24a）の**試験栽培**が、いずれも基準値（100Bq/kg）よりもかなり低く、野菜の摂取及び出荷制限解除の協議が行われ、一部野菜の摂取制限及び出荷制限が解除されました。
- 今後、ほ場整備事業などの環境整備に庁内連携、関係機関の協力を得ながら取り組み、**営農再開に取り組んでまいります**。

<避難指示解除後の各種支援措置について>

- **国民健康保険一部負担金及び保険税、介護保険利用料及び保険料の免除措置等**については、避難指示解除からおおむね10年間は措置等が継続する見込みです。
- **固定資産税**の減免内容等については決まり次第お知らせいたします。
- **応急仮設住宅（借上げ住宅）の供与期間**は、**令和5年3月末まで延長**となっています。
令和5年4月以降の扱いについては、今後判断されます。
なお、県外の借上げ住宅等については、福島県より期間延長措置の依頼をしていますが、各都道府県の判断となりますので避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。
- 避難元の**電気料金**については、**避難指示解除日の半年後を限度として、電気を使用しない間は免除**となります。
- **NHKの受信料**については、**避難指示解除月の翌月末までは免除**となります。

<避難指示解除後の各種支援措置について（続き）>

- **高速道路の無料措置**については、**令和5年3月末まで継続**されます。令和5年4月以降の扱いについては、町として継続されるよう要望してまいります。
- 拠点内及び解除区域に設置されている**仮設トイレ**は**令和5年3月31日まで継続**されます。
- 避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域内への**バス立ち入り**は、**避難指示解除後1年間は継続**予定です。
- ごみについては、**避難指示解除後1年間は、環境省による回収を実施**します。**その後は、双葉地方広域市町村圏組合の有料のごみ袋を購入**していただき、指定の分別方法にごみを出していただくこととなりますので、ご注意ください。
- **町内への引っ越しに掛かる費用**については、**ふるさと帰還等支援事業により補助**いたします。

5. 戸別訪問で頂いたご意見・ご要望に関する取組について

- 町・国職員で準備宿泊を実施されている方に戸別訪問を行い、下記のようなご意見・ご要望をいただきました。
- いただいたご意見等については、しっかり受け止め、対応を進めてまいります。

<主なご意見・ご要望について>

・**買物環境がない。将来的に車の運転ができなくなると不便。**

→ 駅東地区に商業エリアを整備する予定です。

・**医療機関がないと困る。**

→ 診療所が駅西地区にできる予定です。

・**周囲に人が少なく寂しい。防犯対策をしっかりしてほしい。**

→ 警察等の防犯パトロールを実施しています。加えて、防犯カメラを増やす等の対応を検討してまいります。

<準備宿泊実施中に町・国職員による戸別訪問で頂いたご意見の例>

生活環境全般に関して

- ✓ 不便など特に感じていない。
- ✓ 周囲に人が少なく寂しい。

買物環境に関して

- ✓ 買物は近隣市町村に車で買いに行っている。
- ✓ 南相馬市や富岡町で買物をしているが、バリエーションが少なく飽きてしまう。

医療・介護に関して

- ✓ 病院はかかりつけの町外の病院まで通っている。
- ✓ 急に体調が悪くなった場合を考えると、医療機関がないと不安。

<準備宿泊実施中に町・国職員による戸別訪問で頂いたご意見の例>

野生動物に関して

- ✓ イノシシが侵入しようとした痕跡が残っていた。室内を荒らされないか気になる。
- ✓ 過去にイノシシが入られたことがあるため、それを防ぐ意味でも宿泊している。

放射線量に関して

- ✓ 線量は低い。
- ✓ 線量は避難先より少し高いが、以前より低くなったと思う。
- ✓ 放射線量の相談窓口に相談してみたいことがある。

復興に関して

- ✓ 町の復興を見たい。町・国一体となって取り組んでほしい。

6. 特定復興再生拠点区域における避難指示解除に関する国の方針について

- 双葉町においては、これまでの説明のとおり避難指示の解除に向けた様々な復興・再生の取組を進めてきました。今年1月20日からは「準備宿泊」を開始し、現在延べ30世帯45人（本年4月末時点）の町民等の皆さまにご登録いただいています。
- 国としては、これまでの復興に向けた取組を総合的に判断した結果、双葉町の**特定復興再生拠点区域**について、**避難指示解除の要件は満たしており、避難指示を解除し、帰還を希望される町民の皆さまがふるさとでの生活を再開いただけるようにするとともに、双葉町の復興を新たな段階に進めることが必要だと考えています。**
- 当然のことながら、帰還するかしないかは、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって**帰還を強制されるものではありません。**
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、**避難指示の解除後も**、引き続き政府一丸となって、**双葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。**

<避難指示解除の要件について>

- ① 空間線量率で推定された**年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること**
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など**日常生活に必須なインフラ**や医療・介護・郵便などの**生活関連サービスが概ね復旧すること**、子どもの生活環境を中心とする**除染作業が十分に進捗すること**
- ③ 県、市町村、住民の方々との十分な**協議**

參考資料

(参考1) 避難指示解除済み区域内の整備状況

①中野地区復興産業拠点

現在の状況



中野地区復興産業拠点内に立地する企業については令和4年5月時点で20件、24社との立地協定を締結しております。産業交流センターや、震災の記憶を伝承する伝承館を中核とし、双葉町への人の流れを呼び込むとともに、町民の皆さまの働く場の確保につなげていきます。

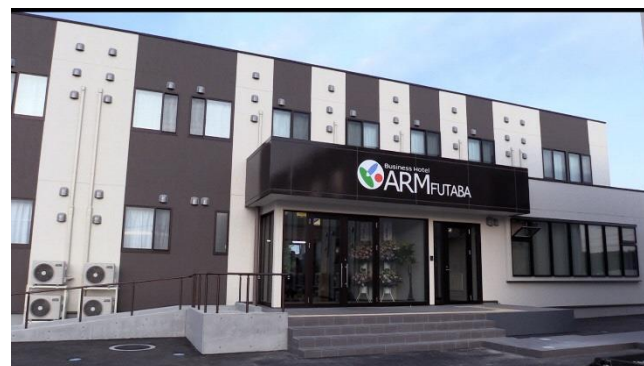
東日本大震災・原子力災害伝承館



双葉町産業交流センター



ARM双葉(準備宿泊における一時宿泊所)



(参考2) 町内関連施設の整備状況

②農業(営農再開状況)

双葉町地域営農再開ビジョン(令和3年4月1日発行)をとりまとめております。避難指示解除後の営農再開に向け、引き続き取り組んでまいります。

<将来の営農イメージ>

(1) 将来の営農イメージ
各地区の現状や課題、土地条件等を踏まえ、町内の営農イメージを整理しました。



<実証栽培の様子>

令和3年8月～9月に特定復興再生拠点区域内で野菜(ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カブ)の作付実証栽培を行いました。



(参考2) 町内関連施設の整備状況

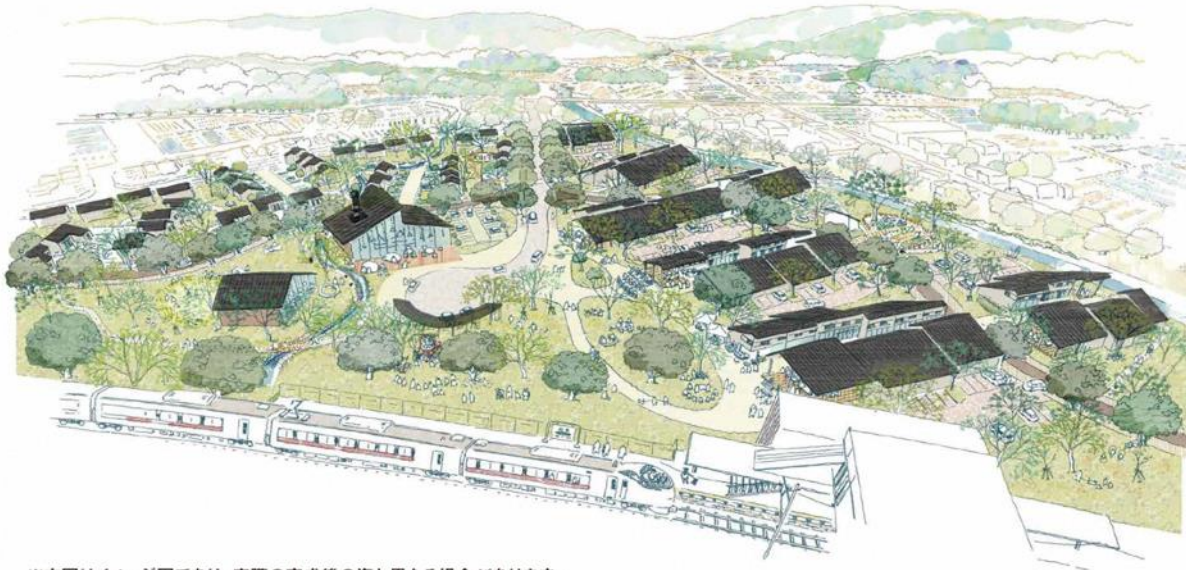
③双葉町役場仮設庁舎

双葉駅東口に令和4年8月末業務開始を目標として、役場仮設庁舎を建設中です。
(右・庁舎完成イメージ)



④双葉駅西側公営住宅

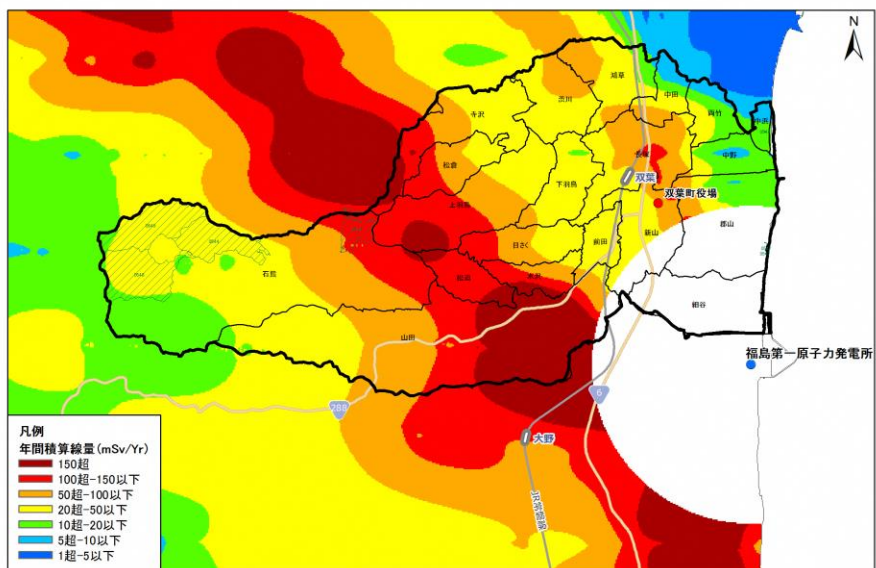
令和4年10月からの入居開始を目指し、先行25戸の工事が進んでいます。
(右・住宅地区イメージ)



※本図はイメージ図であり、実際の完成後の姿と異なる場合があります。

(参考3) 双葉町における放射線量の推移

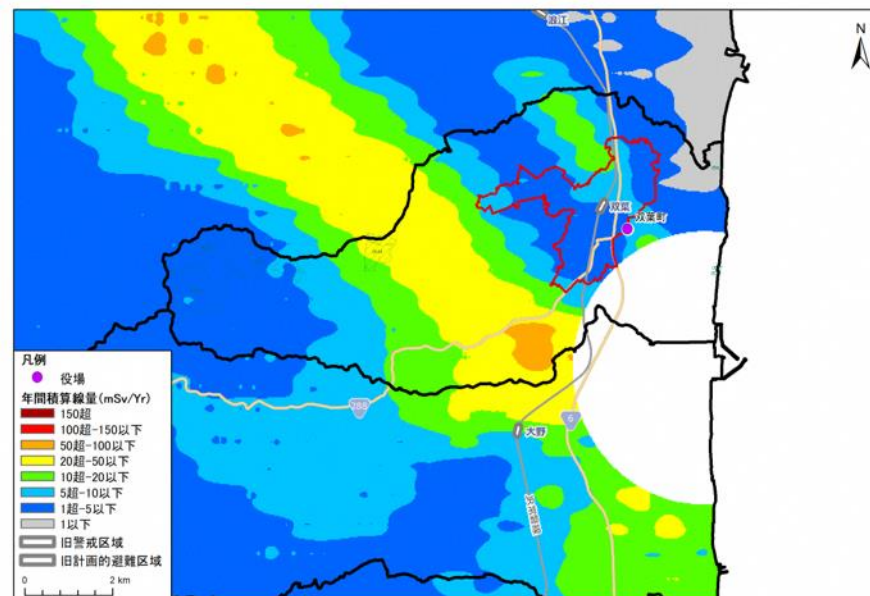
平成23年11月5日時点の線量分布



双葉町 第4次航空機モニタリング結果(2011年11月5日時点の線量分布)

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

令和3年10月25日時点の線量分布



双葉町 2021年10月25日時点の線量分布(第16次航空機モニタリング結果)

※地図中の赤色の区域は特定復興再生拠点区域(福地)を示す。

※地図中の斜線部は、国有林を示す。

10
年
後

(c)ESRI Japan

※第4次航空機モニタリング(平成23年11月5日)及び第16次航空機モニタリング(令和3年10月25日)の結果を基に内閣府原子力被災者生活支援チームが作成。

**(参考4)「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方(線量水準に応じた防護措置の具体化のために)」
(平成25年11月20日原子力規制委員会決定) 抜粋**

放射線による被ばくに関する国際的な知見及び線量水準に関する考えは、以下のとおりである。

- 放射線による被ばくがおよそ100ミリシーベルトを超える場合には、がん罹患率や死亡率の上昇が線量の増加に伴って観察されている。100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は、他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。なお、放射線防護対策を実施するに当たっては、子供や妊婦に特に留意すべきとしている。
- 公衆の被ばく線量限度（年間1ミリシーベルト）は、国際放射線防護委員会（ICRP）が、低線量率生涯被ばくによる年齢別年間がん死亡率の推定、及び自然から受ける放射線による年間の被ばく線量の差等を基に定めたものであり、放射線による被ばくにおける安全と危険の境界を表したものではないとしている。放射線防護の考え方は、いかなる線量でもリスクが存在するという予防的な仮定にたっているとしている。ただし、線量限度は線源が制御された計画被ばく状況のみに適用される。
- 避難指示区域への住民の帰還にあたっては、（中略） 以下について、国が責任を持って取り組むことが必要である。
 - ・長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう目指すこと
（以下略）

(参考5) 日常生活での放射線被ばく、これまでに得られた知見について

○日本人が日常生活で受ける年間の被ばく線量は、自然放射線で平均2.1ミリシーベルト、医療行為で平均3.9ミリシーベルト(単純に合計すると平均約6ミリシーベルト)



(UNSCEAR2008年報告書)



○世界では、自然放射線が年間5ミリシーベルトを超える地域に1000万人以上が居住している。(UNSCEAR2000年報告書)

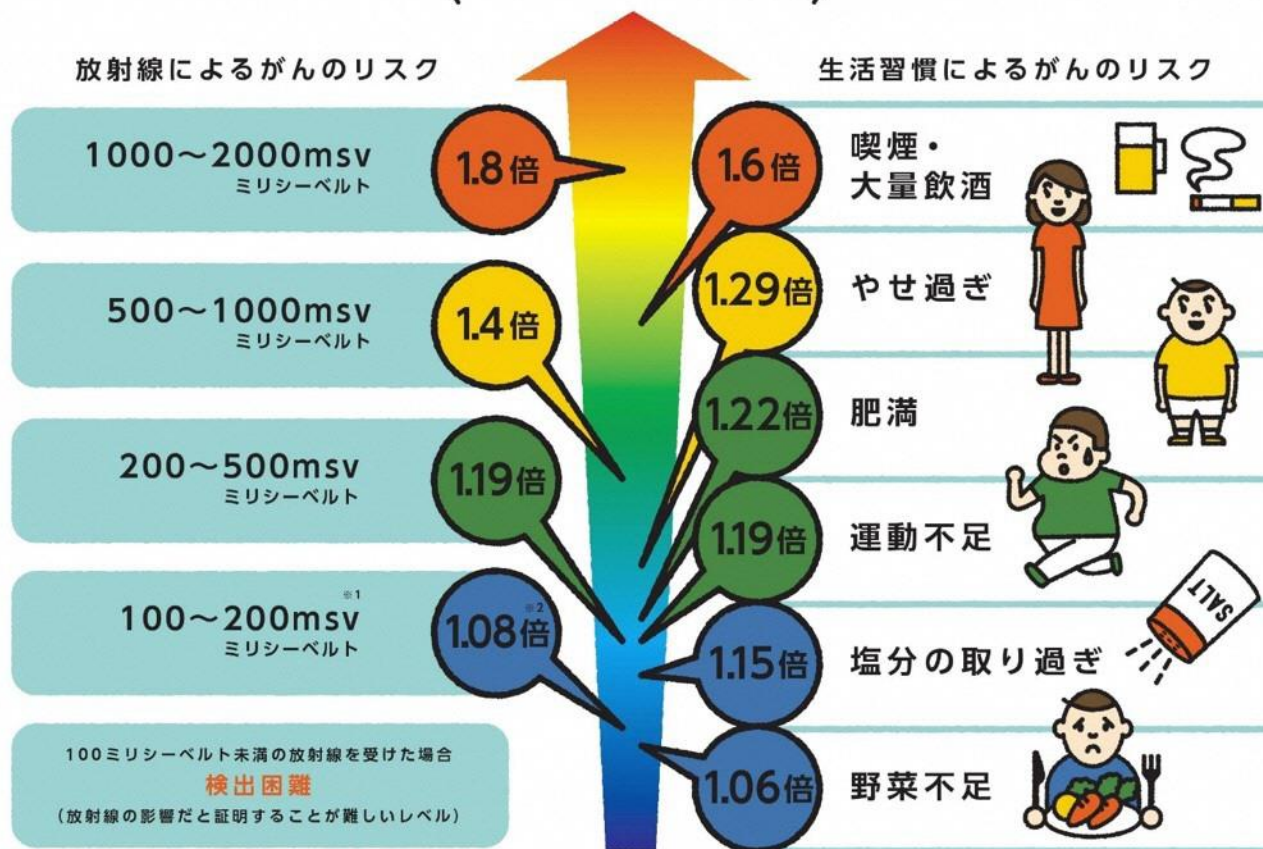
※(内訳)5.0~7.0mSv:906万人 7.0~10.0mSv:293万人 10mSv以上:176万人

○福島県県民健康調査検討委員会による「県民健康調査における中間取りまとめ」(2016年3月)では、「本調査で得られた線量推計結果(事故後4か月間の外部被ばく実効線量:99.8%が5mSv未満等)は、これまで得られている科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではないと評価する」としている。

○原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は、2020年報告書において、「当委員会は、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと引き続きみなしている」としている。

【がんのリスクとその要因(放射線や生活習慣病によるもの)】

＼がんのリスク増大／



※1: 100 ミリシーベルトは、航空機で東京・ニューヨーク間を約500～1000往復した場合の被ばく、または、1キログラムあたり100ベクレルの食品を約77トン摂取した場合の被ばく(注)に相当
(注) 食品に含まれる放射性物質がセシウム137で成人が食べる場合
※2: 放射線の被ばくがなく、国中のどの生活習慣もない集団と比べて発がんリスクが何倍高いかという数値

出典: 国立がん研究センターウェブサイトを基に復興庁作成

(参考7) 各項目連絡先一覧

放射線不安に対する対応

項目	お手続き・ご連絡先
個人線量計の貸与	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
住宅の放射線量測定	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
放射線相談窓口	双葉町役場 健康福祉課 TEL:0246-84-5205
ホールボディカウンター	双葉町役場 健康福祉課 TEL:0246-84-5205
甲状腺検査	双葉町役場 健康福祉課 TEL:0246-84-5205
自家消費野菜等の検査	現在は、いわき事務所、郡山支所の2箇所で検査を行っていますが、避難指示解除後は、双葉町役場仮設庁舎を加えた3箇所で検査を行う予定です。連絡先は別途解除後に広報紙等でお知らせします。

JR双葉駅東口に建設中の双葉町役場仮設庁舎に役場本体機能が移転した後は仮設庁舎で対応予定です。

(参考7) 各項目連絡先一覧

生活関連サービスの状況

項目	お手続き・ご連絡先
上水道	<水道使用開始のお申込み> 双葉地方水道企業団 総務課営業係 TEL:0240-25-5323 <指定給水装置工事事業者のご案内、給水装置工事に関するお問合せ> 双葉地方水道企業団 施設課給水係 TEL:0240-26-0911
井戸水	福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム TEL:0244-26-1363
下水道・合併浄化槽	双葉町役場 建設課 TEL:0246-84-5209
LPガス	福島県LPガス協会 相双支部 TEL:0244-22-1141
電気	東北電力お客様センター TEL:0120-066-774 又は各小売電気事業者

(参考7) 各項目連絡先一覧

生活関連サービスの状況

項目	お手続き・ご連絡先
ガソリン・灯油	▶コスモ石油双葉伊達屋SS／(株)伊達屋 TEL:0240-33-2212(大字長塚字町東66-1) 営業時間:平日・土曜日(9:00～16:00) ▶田中合名会社双葉給油所 TEL:0240-33-2025(大字新山字久保前35-1) 営業時間:平日(7:00～17:00) 土曜日(7:00～16:00)
ごみ(拠点区域内)	双葉町片づけごみサポートセンター:(株)新成建設(令和4年度環境省業務受託業者) TEL: 0120-115-261 FAX: 0120-115-271 (受付時間:平日8:30～17:00 ※年末年始を除く。FAXによる受付は24時間行っております。)
郵便物・ゆうパック	原町郵便局 双葉町担当 TEL: 0570-943-438(受付時間:平日8:30-17:15)
宅配便	佐川急便株式会社 相馬営業所 TEL: 0570-01-0672(8:00～19:00)
金融サービス	次ページに周辺金融機関一覧を掲載しています。

(参考7) 各項目連絡先一覧

生活関連サービスの状況

<周辺金融機関一覧>

店名	住所	電話番号
東邦銀行双葉支店	浪江町大字幾世橋字芋頭27-1(浪江支店内)	0240-34-2166
あぶくま信用金庫 双葉支店	富岡町中央1-33(富岡支店内)	0240-22-3161
あぶくま信用金庫 浪江支店	浪江町大字権現堂字新町33	0240-35-2171
JA福島さくら 双葉支店	いわき市平谷川瀬3-19-4	0246-22-8883
JA福島さくら 浪江支店	浪江町大字権現堂字下続町18-3	0240-34-2121

(参考7) 各項目連絡先一覧

生活関連サービスの状況

項目	お手続き・ご連絡先
電話・インターネット	<p>【固定電話お申込み・お問合せ先】 NTT東日本 電話サービスに関するお問合せダイヤル TEL:0120-116-000 (受付時間:9:00~17:00 土曜・日曜休日も営業(年末年始を除きます))</p> <p>【インターネットお申し込み先】 NTT東日本 相談・申し込みダイヤル TEL:0120-116-116 (受付時間:9:00~17:00(12月29日~1月3日を除き土日・祝日も可)) ・ご利用中のトラブルについては故障受付等ダイヤルへお問合せください。</p> <p>【インターネットお問合せ先】 NTT東日本 故障受付等ダイヤル TEL:0120-000-113(受付時間:24時間(年中無休))</p>
テレビ	<p>総務省 福島原発避難区域テレビ受信者支援センター(デジサポ福島) TEL:0570-007-401(受付時間:平日9:00~18:00) ※ナビダイヤルが繋がらない場合、024-525-8220</p>

(参考7) 各項目連絡先一覧

買物環境について

<産業交流センター内店舗一覧>

店舗名	営業時間	定休日	電話番号
せんだん亭(飲食)	10:30~15:00	不定休	0240-23-5051
ペンギン(飲食)	11:00~16:00	日曜日 第2・4土曜日 第1・3・5木曜日	090-7444-9850
ふたばのおらほや(飲食)	10:30~14:00	不定休	090-2991-6077
レストランエフ (飲食)	11:30~16:00	火・水曜日	0240-25-8333
サンプラザふたば (土産物)	10:00~17:00	火曜日	0240-23-5343

(参考7) 各項目連絡先一覧

住宅環境の整備

項目	お手続き・ご連絡先
住宅の清掃費補助	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
住宅再建費補助	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
引越費用補助	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
リフォーム	双葉町商工会 TEL:0246-88-9855(受付時間:平日8:30~17:15)
除草剤の配布	双葉町役場 住民生活課 TEL:0246-84-5206
宿泊施設	ビジネスホテルARM(アルム)双葉 TEL:0240-23-6040 FAX:0240-23-6041